



島根県報

平成23年7月12日（火）

第2,306号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（2件）	（高齢者福祉課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任	（農村整備課）	2
保安林の指定の解除	（森林整備課）	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（　　"　　）	5
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審査指導課）	6

【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗承継の届出	（中小企業課）	7
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	7
島根県屋外広告物講習会の開催	（　　"　　）	7

告 示**島根県告示第473号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ライフサポート	短期入所生活介護	ショートステイゆうらいふ	出雲市荒茅町3506 －3番地	平成23年7月1日
	介護予防短期入所生活介護			

島根県告示第474号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人金島胃腸科外科	短期入所生活介護	ショートステイたかつ	益田市高津1丁目7番11号	平成23年7月4日
	介護予防短期入所生活介護			

島根県告示第475号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成23年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月
		名 称	所 在 地	
山口 恵実	外科	松江生協リハビリテーション病院	松江市佐草町456－1	平成23年6月27日
東 順子	眼科	山本眼科医院	松江市大輪町420－14	平成23年6月27日
野宗 義博	外科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428－3	平成23年6月27日
北條 宣政	内科	浜田市国民健康保険波佐診療所	浜田市金城町波佐イ441－1	平成23年6月27日

島根県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年7月12日

平田中央土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

坂本 武 出雲市平田町5309番地
西村 和人 出雲市平田町7259番地
福田 清一 出雲市園町1429番地
長岡 義郎 出雲市岡田町458番地
三島 敏男 出雲市上岡田町509番地
福田 賢治 出雲市野石谷町145番地
西尾 敬 出雲市上岡田町971番地
川瀬 紘一 出雲市万田町813番地続 1
福田 俊次 出雲市本庄町11番地
細木 範幸 出雲市口宇賀町480番地
安食 信夫 出雲市平田町4247番地
金折 正勲 出雲市多久谷町1357番地 1
原 秀夫 出雲市多久谷町525番地
伊藤 栄 出雲市東福町657番地
恩村 光則 出雲市口宇賀町317番地

監事

金山 忠 出雲市平田町251番地
有田 芳広 出雲市西郷町285番地
長岡 光孝 出雲市岡田町188番地

2 就任年月日

平成23年 3 月31日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

西尾 淳三 出雲市万田町628番地 2
遠藤 正 出雲市本庄町759番地
福田 清一 出雲市園町1429番地
黒崎 義一 出雲市口宇賀町450番地 1
細木 範幸 出雲市口宇賀町480番地
三島 敏男 出雲市上岡田町509番地
福田 賢治 出雲市野石谷町145番地
長岡 義郎 出雲市岡田町458番地
坂本 武 出雲市平田町5309番地
金山 忠 出雲市平田町251番地
黒崎 行雄 出雲市平田町4607番地
伊藤 栄 出雲市東福町657番地
原 秀夫 出雲市多久谷町525番地
金折 正勲 出雲市多久谷町1357番地 1
土江 達雄 出雲市久多見町236番地

監事

三島 眞治 出雲市久多見町97番地

西村 和人 出雲市平田町7259番地

荒木 国夫 出雲市奥宇賀町453番地1

島根県告示第477号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町三里口452-8、口453-11から口453-14まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第478号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル松江店 島根県松江市山代区画整理事業3街区2の一部外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年2月29日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,148平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
店舗所在地内 145台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
店舗所在地内 31台

- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物外東側 87.21平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物外東側 250.85立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物西側 3か所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成23年6月29日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部産業振興課（島根県松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第479号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン益田店 益田市乙吉町イ95番地10外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) 益田サティ

(変更後) イオン益田店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前) 株式会社マイカル 代表取締役 松井 博史 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(4) 変更の年月日

平成23年3月1日

2 届出年月日

平成23年6月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (益田市常盤町1番1号)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第480号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成23年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
822	出雲市塩冶善行町2-2 出雲簸川獺友会 会長 土江 忠夫	出雲市塩冶善行町2-2	出雲簸川獺友会 会長 土江 忠夫	社団法人 島根県獺友会 出雲簸川支部 支部長

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成23年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン益田店 益田市乙吉町イ95番地10外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 承継の年月日
平成23年3月1日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
株式会社マイカル 代表取締役 松井 博史 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
- 5 承継の理由
株式会社マイカルを合併したため
- 6 承継に係る店舗面積
7,593平方メートル
- 7 縦覧場所
益田市産業経済部産業支援センター（益田市常盤町1番1号）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
八束郡東出雲町大字出雲郷字姫津1395番2、1396番、1396番1、1397番、1398番、1399番、1401番、1402番4、1407番4、1831番2、1831番6、1833番2
面積 4,295.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八束郡東出雲町大字出雲郷1407-1
宝持運輸株式会社
代表取締役 三島 康功

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

平成23年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 講習会の目的
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。
- 2 期日及び場所
期日 平成23年8月29日及び8月30日

場所 松江市東津田町1741-1

島根県松江合同庁舎 講堂

3 受講申込受付期間

平成23年7月19日から平成23年8月12日まで

4 受講申込先

島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所若しくは各事業所

5 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

6 受講手数料

3,910円（島根県収入証紙をもって納付のこと。）